

○北海道防衛局における行政考査に関する達

北海道防衛局達第19号

改正 平成21年3月31日北海道防衛局達第6号

改正 平成22年3月31日北海道防衛局達第4号

改正 令和3年1月8日北海道防衛局達第1号

北海道防衛局における行政考査に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北海道防衛局長 山中 美樹

北海道防衛局における行政考査に関する達

(通則)

第1条 北海道防衛局（以下「局」という。）の所掌事務の自体考査（以下「考査」という。）の実施及び考査結果の取扱いについては、この達の定めるところによる。

(考査の目的)

第2条 考査は、局の所掌事務の運営の改善向上に資するため、業務の計画の妥当性、適正かつ効率的な施行及び管理運営の確保、官紀の保持、過誤や不正行為の防止等並びに優良機関又は優良職員の推賞を行うことを目的とする。

(考査を行う者)

第3条 考査は、局の職員で北海道防衛局長（以下「局長」という。）から考査を行うことを命じられた者（以下「考査員」という。）が実施し、北海道防衛局総務部長（以下「総務部長」という。）がこれを総括する。

(考査員の権限)

第4条 考査員は、考査を行うため必要な限度において、書類若しくは物件の提示を求め、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

(考査員の遵守事項)

第5条 考査員は、考査の実施に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 常に公正かつ温和な態度であること。

- (2) 正確な資料及び事実に基づいて厳正に行うこと。
- (3) 業務の運営に支障を与えないよう配慮すること。
- (4) 過誤や不正行為の糾明、事務運営上支障となるものの発見に当たっては、その原因について十分検討すること。
- (5) 欠陥を指摘するほか、長所の賞揚に留意すること。
- (6) 改善意見の提示に当たっては、いたずらに理論に走ることなく、実情に即して行うこと。
- (7) 考査の結果、判明した事実及び情報については、厳に機密を保持すること。

(考査)

第6条 考査は、局の所掌事務について、必要に応じ実施する。

(考査結果の報告)

第7条 総務部長は、考査が終了したときは、考査員の報告に基づき、速やかに局長に考査結果の報告を行うものとする。

(勧告又は意見の提示)

第8条 総務部長は、考査の結果必要と認める事項については、局長の命を受けて、関係部課等の長に対し、勧告又は意見の提示を行う。

(勧告又は意見の実施)

第9条 前条の規定により、勧告又は意見の提示を受けた関係部課等の長は、それに基づき必要な措置を採り、その結果を遅滞なく局長に報告しなければならない。

2 関係部課等の長は、前項の規定により報告をした場合は、これを総務部長に通知しなければならない。

(推賞措置)

第10条 総務部長は、考査の結果特に優良と認める機関又は職員があるときは、これを表彰するため、関係部課等の長に対して意見を提示する等必要な措置を採る。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日北海道防衛局達第6号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日北海道防衛局達第4号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月8日北海道防衛局達第1号)

この達は、令和3年1月8日から施行する。